

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出に伴う
特定健診・特定保健指導の対応について

令和3年1月7日付で1都3県(東京・埼玉・千葉・神奈川)を対象に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されました。

特定健診・特定保健指導にかかる対応については、令和2年5月26日付で厚生労働省より通知が発出されており、再度、緊急事態宣言が行われた場合、以下のよう
に定められております。

対象地域における密を生じない環境で実施する健診・保健指導は、必要性、緊急性
等を踏まえたうえで、実施しても差し支えない

※上記は厚生労働省に確認済であることを併せて申し添えます。

健診等の実施においては、厚生労働省通知および健診関連8団体策定のマニュアル*(健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について)等をご参考
のうえ、ご対応いただけますようお願い申し上げます。

* マニュアルに基づき感染防止対策を実施している施設においては、新型コロナウイルス感染防止対策実施施設であることを示すポスターが健診団体より発行されてお
ります。ポスターが発行されている施設一覧においては、後日、健保連イントラネット
にてお知らせいたします。

なお、特定健診・特定保健指導以外の保健事業につきましても、同通知を踏まえてご
対応いただきますようお願いいたします。

健康保険組合連合会

担当:組合サポート部保健事業グループ

TEL:03-3403-0947